

＜第1回＞

## 新潟市就学援助制度意見聴取会議

令和元年7月1日（月） 9：30～ 会場 1-101会議室

- I 就学援助制度について
- II 就学援助事業実態調査について



# I 新潟市就学援助制度について

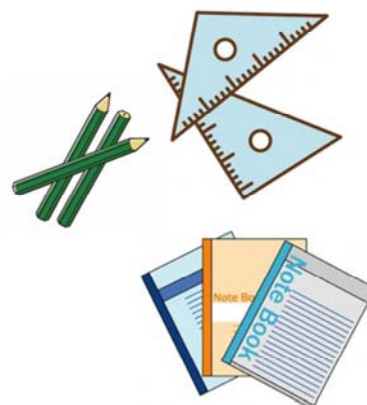
## ＜準要保護世帯＞

ここでは、生活保護世帯に準じた世帯(準要保護世帯)に対する制度内容について説明します。

## 1. 制度の概要

- 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の必要な費用を援助するもの。
- 根拠法令等

- 教育基本法第4条第3項(教育の機会均等)
- 学校教育法第19条
- 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(同施行令)
- 新潟市就学援助事業実施要綱



## 2. 援助対象者 ～誰がもらえる？～

- 新潟市に居住し、小・中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、市が定める**認定基準**に該当する場合に支給



世帯の前年所得合計額が  
**生活保護基準額※の1.3倍以下の世帯を支給対象**

※新潟市就学援助制度の生活保護基準額⇒生活扶助+母子加算+住宅扶助+教育扶助（国基準額の合計）

★支給対象事例：父母30代、小学1年生、4歳児、借家に居住の場合  
⇒収入550万円程度（所得386万円程度）



## 新潟市の認定基準

世帯所得  $\leq$  生活保護基準  $\times 1.3$

### 3. 支給階層区分と支給額 ～いくらもらえる？～

支給階層区分

- 世帯所得に応じて、以下4つの階層に区分し、階層ごとに支給率を設け、費目単価に支給率を乗じた額を支給します。(新潟市独自)

階層区分	所得の範囲	支給率	給与収入 上限月額額 ※1	支給額の例 ※2
第1階層	生活保護基準額 × 1.0倍以下の世帯	100%	439万円	11,520円
第2階層	生活保護基準額 × 1.0倍超～1.1倍以下の世帯	75%	476万円	8,640円
第3階層	生活保護基準額 × 1.1倍超～1.2倍以下の世帯	50%	513万円	5,760円
第4階層	生活保護基準額 × 1.2倍超～1.3倍以下の世帯	25%	550万円	2,880円

H29年度  
1人当たりの平均支給額(年額)



小学校  
60,983円

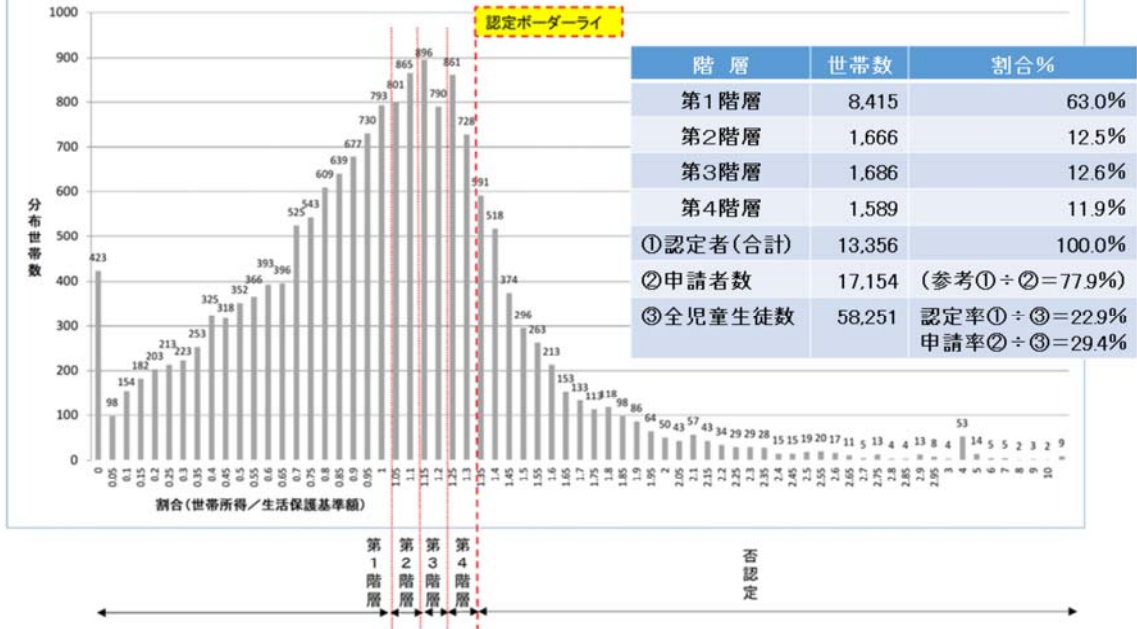


中学校  
93,194円

※1 (4人世帯のモデルケース: 父母30代、小学1年生、4歳児、借家居住)

※2 (小学校の学用品費の例)

参考：平成30年度当初申請 各階層における世帯分布状況





## 4. 援助内容《その1》 ～どんな経費が対象？～

・学用品費、給食費、修学旅行費など8費目の一部を補助します。 <年額>

対象費目	説明	支給基本額	
		小学校	中学校
①学用品費	ノート・えんぴつ等の購入費		
②通学用品費	通学に必要な靴・傘等の購入費	15,350円	27,050円
③校外活動費(宿泊なし)	遠足・写生会等にかかる交通費・見学料の一部		
④新入学学用品費	小・中学校入学の際に必要なカバン等の購入費の一部	41,360円	48,280円
⑤修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費・宿泊費・見学料等	実費額	
⑥校外活動費(宿泊あり)	野外活動等泊りがけ行事に係る交通費等の一部	実費額	
⑦学校給食費	学校給食にかかる食材料費等	実費額	
⑧医療費	学校教育法に規定する歯科、眼科などの疾病の治療費	医療券の発行	

※新潟市では、更に市独自制度奨励費として、①学用品費や③校外活動費に支給加算しています。

小学校=1,200円 中学校4,000円

## 4. 援助内容《その2》 ～学習にかかるお金は？～

I 平成28年度子供の学習費調査 (文科省データ)			II 平成29年度学校諸校費 (市立学校の単統平均)		III 就学援助支給対象費目 (○=対象、×=対象外、△=一部対象)	
経費区分	公立小学校	公立中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
1. 学校教育費(計)						
→学校教育のために各家庭が支出した経費で、学校が諸校費として一律に徴収する経費を含む	60,043	133,640	75,846	116,316	-	-
(1)修学旅行・遠足・見学費	6,738	25,038	5,771	26,445	○	○
(2)学級・児童会・生徒会費	5,055	3,957	-	1,926	×	×
(3)PTA会費	3,405	3,808	4,275	3,591	×	×
(4)その他の学校納付金 (日本スポーツ振興センター掛金、後援会費等)	1,628	6,164	460	460	△	△
(5)寄附金(任意の募金等)	47	65			×	×
(6)教科書費・教科書以外の図書	2,049	4,262		17,928	○	○
(7)学用品・実験実習教材費	17,000	19,577	13,376		○	○
(8)教科外活動費(部活動等)	2,714	31,319		3,806	×	×
(9)通学費(交通費、自転車購入費等)	1,197	7,365			×	×
(10)制服(学校指定の制服)	2,724	18,245			×	○
(11)通学用品(ランドセル、カバン、傘等)	13,653	10,304			○	○
(12)その他(卒業アルバム等)	3,833	3,536	2,477	2,569	×	×
2 学校給食費(計)	44,441	43,730	49,487	59,591	○	○
3 学校外活動費(計)						
→家庭学習に使用する物品や学習塾費など学校教育費以外の経費	217,826	301,184	-	-	×	×
4 合計	322,310	478,554	125,333	175,907	-	-
5 再掲:1.学校教育費(計)+2.学校給食費(計)	104,484	177,370	125,333	175,907	-	-
6 医療費(虫歯、結膜炎等)	-	-	-	-	○	○
7 平成29年度1人当たり平均支給額(全階層平均)	-	-	-	-	60,983	93,194
-(1)平成29年度1人当たり平均支給額(第1階層)	-	-	-	-	74,646	110,147
-(2)平成29年度1人当たり平均支給額(第2階層)	-	-	-	-	56,436	85,253
-(3)平成29年度1人当たり平均支給額(第3階層)	-	-	-	-	37,526	56,869
-(4)平成29年度1人当たり平均支給額(第4階層)	-	-	-	-	18,604	28,737

# 4. 援助内容《その2》 ～学習にかかるお金は？～

(単位:円/年額)

I 平成28年度子供の学習費調査 (文科省データ)			II 平成29年度学校諸校費 (市立学校の単純平均)		III 就学援助支給対象費目 (○=対象、×=対象外、△=一部対象)	
経費区分	公立小学校	公立中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
1. 学校教育費(計) →学校教育のために各家庭が支出した経費で、学校が諸校費として一律に徴収する経費を含む	60,043	133,640	75,846	116,316	-	-
①修学旅行・遠足・見学費	6,738	25,038	5,771	26,445	○	○
②学級・児童会・生徒会費	5,055	3,957	-	1,926	×	×
③PTA会費	3,405	3,808	4,275	3,591	×	×
④その他の学校納付金 (日本スポーツ振興センター掛金、後援会費等)	1,628	6,164	460	460	△	△
⑤寄附金(任意の募金等)	47	65			×	×
⑥教科書費・教科書以外の図書	2,049	4,262	13,376	17,928	○	○
⑦学用品・実験実習教材費	17,000	19,577			○	○
⑧教科外活動費(部活動等)	2,714	31,319		3,806	×	×
⑨通学費(交通費、自転車購入費等)	1,197	7,365			×	×
⑩制服(学校指定の制服)	2,724	18,245			×	○
⑪通学用品(ランドセル、カバン、傘等)	13,653	10,304			○	○
⑫その他(卒業アルバム等)	3,833	3,536	2,477	2,569	×	×
2. 学校給食費(計)	44,441	43,730	49,487	59,591	○	○
3. 学校外活動費(計) →家庭学習に使用する物品や学習塾費など学校教育費以外の経費	217,826	301,184	-	-	×	×
4. 合計	322,310	478,554	125,333	175,907	-	-
5. 再掲:1.学校教育費(計)+2.学校給食費(計)	104,484	177,370	125,333	175,907	-	-
6. 医療費(虫歯、結膜炎等)	-	-	-	-	○	○
7. 平成29年度1人当たり平均支給額(全階層平均)	-	-	-	-	60,983	93,194
- (1) 平成29年度1人当たり平均支給額(第1階層)	-	-	-	-	74,646	110,147
- (2) 平成29年度1人当たり平均支給額(第2階層)	-	-	-	-	56,436	85,253
- (3) 平成29年度1人当たり平均支給額(第3階層)	-	-	-	-	37,526	56,869
- (4) 平成29年度1人当たり平均支給額(第4階層)	-	-	-	-	18,604	28,737

## 5. 認定状況 《その1》

- 就学援助の認定率は減少傾向

	2016年度	2017年度	2018年度
児童生徒数	59,163人	58,569人	58,251人
認定者数	15,906人	14,967人	13,823人
認定率	26.89%	25.55%	23.73%
支給額	1,148,489千円	1,095,601千円	1,030,172千円

※2018年度は決算見込額

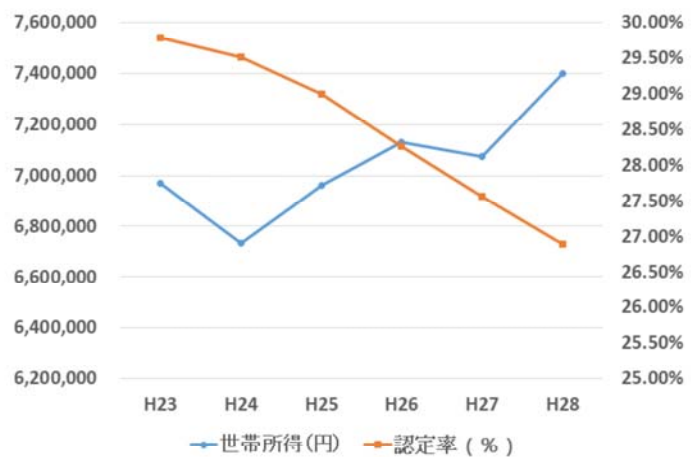
## 5. 認定状況 《その2》

新潟市の認定率低下  
の要因は何？



児童のいる世帯所得の  
増加が考えられます。

世帯所得と就学援助認定率



出典 H29年 国民生活基礎調査(児童のいる世帯の所得推移)

## 6. 新潟市の就学援助制度の特徴

— 自治体調査(平成29年度決算状況)より —

区 分	新潟市
①認定率が高い➤政令市2位 県内1位	25.8%
②認定基準額が高い➤政令市4位 県内1位	385万円
③1人当たりの支給額が低い➤政令市19位 県内23位	73,201円
④支給費目数が少ない➤政令市平均9.5 県平均9.8	8費目
⑤支給階層がある➤4階層で支給率100%~25%	独自

※認定率に要保護者を含めるか含めないかなど、政令市と県内自治体調査で数値に違いがあります。↑

## 7. 政令市比較(広島市・浜松市・新潟市)

【政令市】自治体調査(H29年度決算)から

※(○位)=政令市順位

自治体	人口	児童生徒数	認定率	認定基準額	平均支給額	支給費目
広島市	1,194,250人	94,610人	28.5%(1位)	283万円(14位)	39,631円/人(9位)	9費目
浜松市	806,488人	63,858人	8.0%(20位)	398万円(2位)	38,346円/人(12位)	10費目
新潟市	797,965人	58,569人	25.8%(2位)	385万円(4位)	30,595円/人(19位)	8費目

<分析>

### 1 一般的に認定基準額(ボーダーライン)が高ければ認定されやすくなる!?

しかし…広島市:認定率1位 認定基準額14位/浜松市:認定率20位 認定基準額2位  
新潟市:認定基準額も認定率も高い

(認定率:全国平均15.23%、県平均 広島県21.41% 静岡県7.09% 新潟県18.75%)

<認定率に影響する要因は?>

- ①制度周知 ②手続きのしやすさ(簡素化) ③認定基準額(ボーダーライン)
- ④潜在的な就学援助対象者数 ⑤その他(地域性など)

### 2 平均支給額は支給費目数に比例!?

しかし…修学旅行等の実費負担額の違いや独自制度の有無で差が生じる!

## 8. 就学援助制度の見直しの歴史

年度	内容
S31～H16	・ 国庫補助事業（補助率1/2）
H17～	・ 市単独事業に変更 国は、三位一体改革「地方にできることは地方に」の理念のもと補助金を廃止し、一般財源化し、普通交付税で対応。
H18～H20	・ 支給率の引き下げ（例：当時の5階層 H18=75% H19=50% H20=25%） 合併の影響で認定者数が急増。階層別支給率を導入し、比較的所得の高い階層の支給率を3年間で段階的に引き下げた。
H23	・ 倍率1.4→1.3、支給階層5→4、支給率の引き下げ H20年の生活保護基準改定で制度が拡充され、第1階層などの支給率が高い階層の認定者が増加。倍率、階層、支給率を引き下げた。
H30	・ H25年改定の生活保護基準第1段階を採用→認定者減



# 9. 平成30年度就学援助制度の見直しについて

## 1 平成25年生活保護基準改定と就学援助認定基準の見直しの経緯

- 国は、平成25年に生活保護基準を改定し、激変緩和措置として概ね3ヶ年かけて段階的に引き下げるとした（減額幅10%以内）。
- 就学援助制度の認定基準は、生活保護基準に連動しているため、本来ならば基準を改定すべきところ、国の対応方針で「できる限り、その影響が及ばないように対応すること」との依頼通知があったため、平成29年度まで改定は行わなかった。
- しかし、平成30年度予算編成において財政状況が厳しく、制度維持のため、平成25年生活保護基準改定の第1段階（1年目）の改定を行った。
- なお、政令市20市の中で、平成25年改定を採用しているのは、当市を含め半分の10市となっている。

（※10市内、第3段階が7市、第1段階が3市で仙台市、横浜市、新潟市）

## 2 生活保護基準の見直しの主なポイント等…国は以下の考え方により見直しを実施

- ① 年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ② 前回（平成20年）の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③ 必要な激変緩和措置の実施

例1：年齢に応じた消費実態は、各年齢間の差は小さくなっているため、基準生活費の1類・個人の12歳～40歳の基準額を減額し、0歳～11歳や41歳以上は増額。

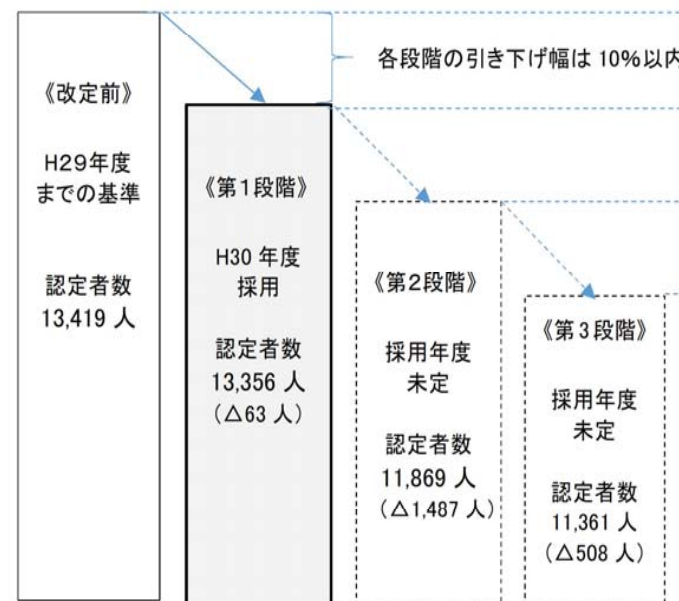
- ・ 3～5歳 月額23,980円→27,090円（+3,110円）
- ・ 12～19歳 月額38,290円→35,410円（-2,880円）

例2：世帯人員によるスケールメリットを勘案、個人の基準額合計に乗じる逓減率を拡大

- ・ 4人世帯 0.9500→0.7675（-0.1825） 等

## 3 生活保護基準改定による各段階のシミュレーション

H30年度の当初申請者 16,861人でコンピュータ処理



◎ 第3段階まで実施した場合の合計影響人数 = 6,200人(否認定者を含む)  
合計影響額 = △166,000千円

## Ⅱ 就学援助事業実態調査について

### ＜新潟市子どもの学習費等実態調査＞

ここでは、子どもの学習費等実態調査について説明します。

## 1.調査概要

対象期間	平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)
対象者	対象期間に市内の小・中学校に通学していた子どもがいる世帯 3,800世帯(小学校1,900世帯、中学校1,900世帯)を無作為抽出
調査期間	平成30年11月22日発送、同12月3日締め切り
調査方法	小・中学生:学校配付、郵送回収 高校生:郵送配付、郵送回収
回収状況	回収数1,683票 回収率44.29%
調査項目	世帯の家族構成、世帯員の年齢、年収、居住形態(家賃)、 学習費の負担感、就学援助制度の受給状況、スクールランチの 利用状況、子ども食堂の認知度や利用状況等
調査票	別紙「資料6」のとおり

## 2. 分析及び集計方法

単純集計での分析のほか、次の方法でも集計しました。

### ①家計力で学習費の負担感をクロス集計

➤ 家計力 = 世帯所得合計 ÷ 生活保護基準額

○ 家計力(階層)が高いほど、経済的余裕がある世帯

### ②階層ごとの負担感を「負担度」で数値化

➤ 負担度 =

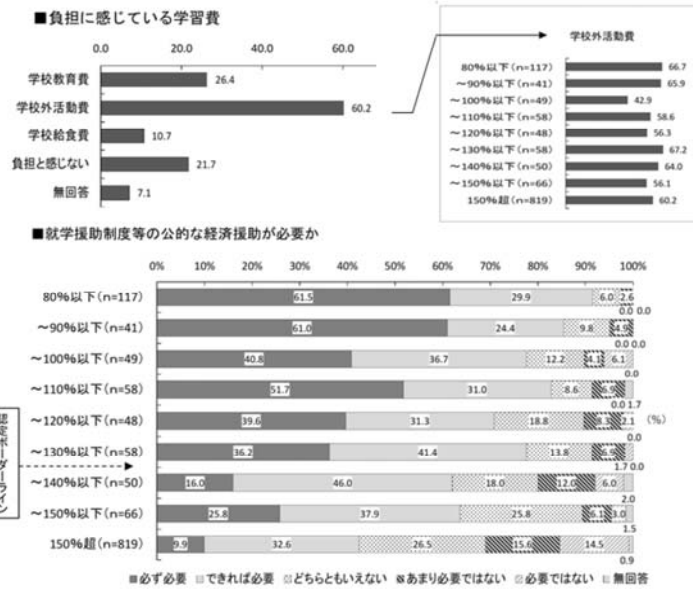
各学習費に対する5段階の負担レベルを点数化した合計  
÷ 回答者数

○ 4階層ごとの負担感を数値化(見える化)

### 3.分析の主な視点

分析の視点	内容
①認定ボーダーラインと支給額の妥当性	家計力ごとの学習費の負担感及び就学援助制度に対する主観的な必要性を集計し、現行の階層区分と照らし、乖離状況等进行分析する。
②支給費目と基本額の妥当性	学校教育費及び学校外活動費における費目間の「負担感」を比較するとともに、現行の階層区分間の「負担感」の差の大きさ等进行分析する。
③就学援助制度の認知度及び受給状況	就学援助制度の受給の有無を集計し、家計力とクロス集計することで、認定基準を下回る世帯で受給していない世帯の申請の有無、申請していない理由等进行分析する。
④スクールランチの喫食状況	家計力ごとのスクールランチの喫食状況を集計し、世帯の経済的状況との関連性进行分析する。
⑤子ども食堂の利用状況	家計力ごとの子ども食堂の利用状況及び今後の利用意向等を集計し、世帯の経済的状況との関連性进行分析する。

## 4.分析結果 ①認定ボーダーラインと支給額の妥当性

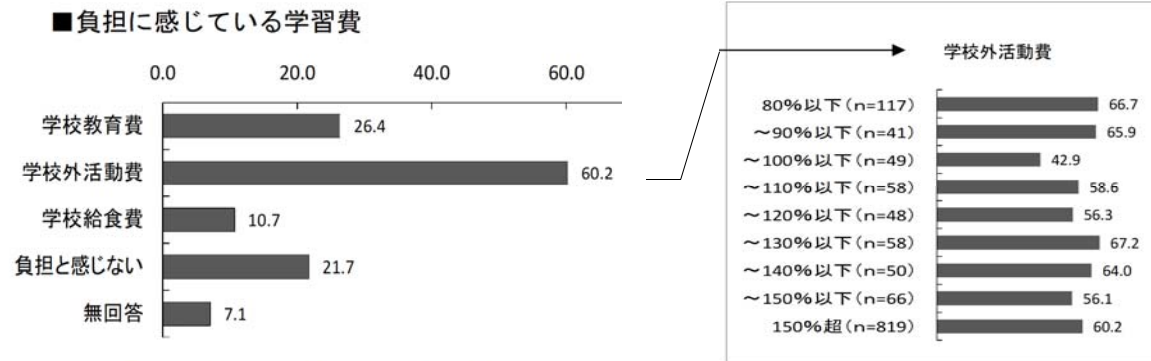


○負担に感じている学習費は、学習塾などの学校外活動費が60%程度と高い。  
家計力全般で負担感が大きくなっている。  
○全体の傾向として、家計力が上がるに従い「必ず必要」と「できれば必要」の合計の占める割合が下がっている。特に家計力が130%以下の世帯と130%超の世帯の間で差が目立っている。(資料4のP4)  
○就学援助受給世帯の階層区分ごとの学習費に対する負担度は、平準化されている状況がうかがえる。(資料4のP5)

■就学援助受給世帯の階層区分ごとの学習費 (学校給食費を除く就学援助対象費目) の負担度

	全体	修学旅行費、 通足費、見学 費等	学用品	通学関係費
第一階層	3.48	3.19	3.46	3.96
第二階層	3.40	3.11	3.67	3.81
第三階層	3.49	3.53	2.95	4.16
第四階層	3.38	3.28	3.26	3.89

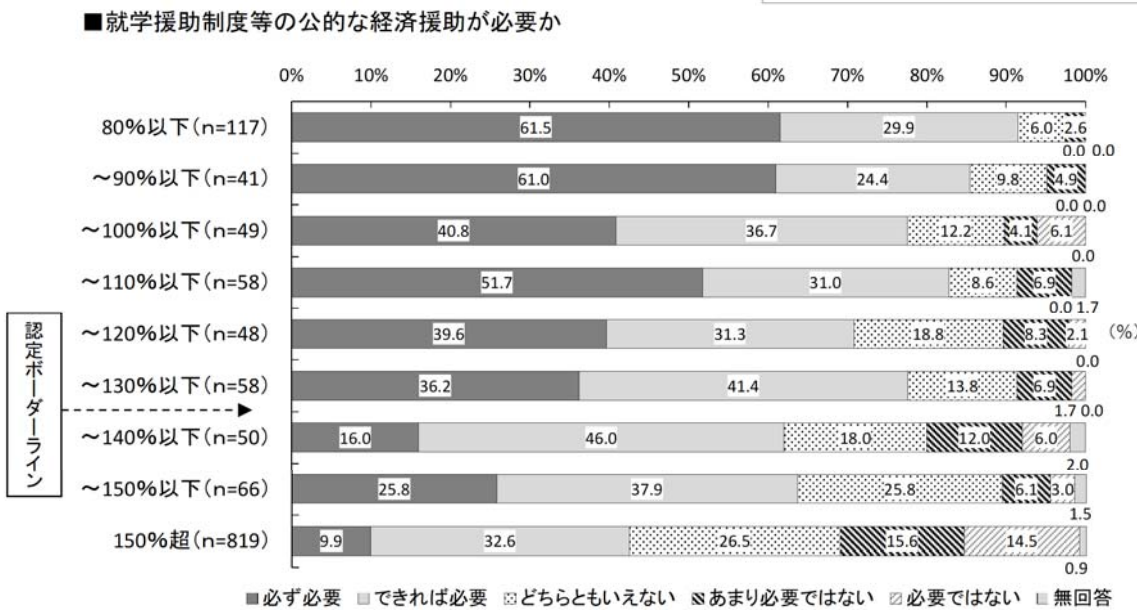
# 4.分析結果 ①認定ボーダーラインと支給額の妥当性



○負担に感じている学習費は、学習塾などの学校外活動費が60%程度と高い。家計力全般で負担感が大きくなっている。

○全体の傾向として、家計力が上がるに従い「必ず必要」と「できれば必要」の合計の占める割合が下がっている。特に家計力が130%以下の世帯と130%超の世帯の間で差が目立っている。(資料4のP4)

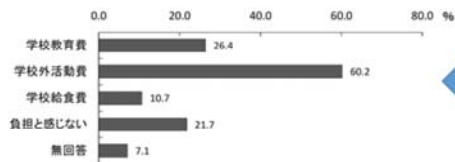
○就学援助受給世帯の階層区分ごとの学習費に対する負担度は、平準化されている状況がうかがえる。(資料4のP5)



■就学援助受給世帯の階層区分ごとの学習費（学校給食費を除く就学援助対象費目）の負担度

	全体	修学旅行費、遠足費、見学費等	学用品	通学関係費
第一階層	3.48	3.19	3.46	3.96
第二階層	3.40	3.11	3.67	3.81
第三階層	3.49	3.53	2.95	4.16
第四階層	3.38	3.28	3.26	3.89

## 4.分析結果 ②支給費目と基本額の妥当性



○全体的に見ると、学校外活動費に対する負担感が約60%と高いが、給食費に対する負担感は約10%程度で低くなっている。(資料4のP10)

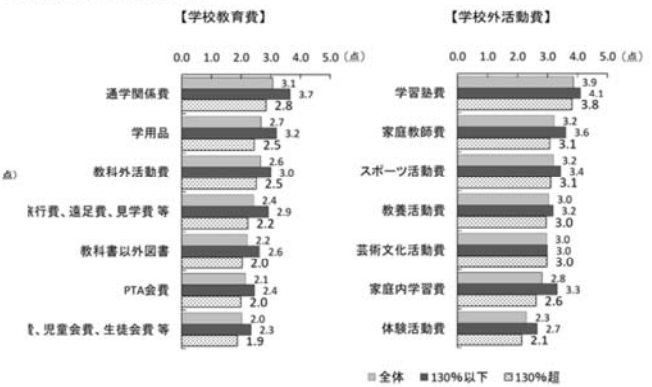
○各学習経費の負担度を比較すると、負担度が高い費目は、学校教育費では「通学関係費」、「学用品」、「教科外活動費」の順に、学校外活動費では「学習塾費」、「家庭教師費」、「スポーツ活動費」の順に高くなっている。(資料4のP6)

■家計力の違いによる負担度の差 (学校教育費)

(単位:点)

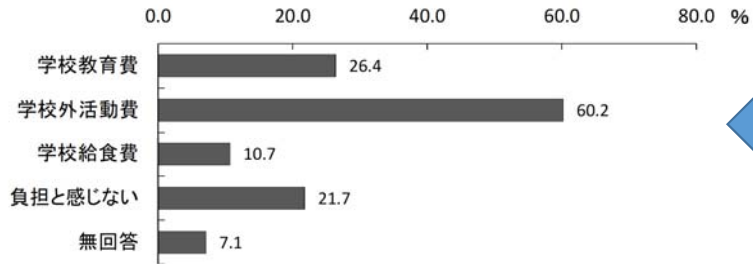
	通学関係費	学用品	修学旅行費、遠足費、見学費等	教科書以外図書	教科外活動費	学級会費、児童会費、生徒会費等	PTA会費
全体	3.07	2.67	2.42	2.21	2.65	2.03	2.14
①130%以下	3.65	3.20	2.91	2.62	3.00	2.33	2.44
②130%超	2.84	2.45	2.23	2.03	2.52	1.87	1.99
差(①-②)	0.81	0.74	0.69	0.59	0.48	0.46	0.45

■家計力別\_学習経費の負担度





# 4.分析結果 ②支給費目と基本額の妥当性



○全体的に見ると、学校外活動費に対する負担感が約60%と高いが、給食費に対する負担感は約10%程度で低くなっている。  
(資料4のP10)

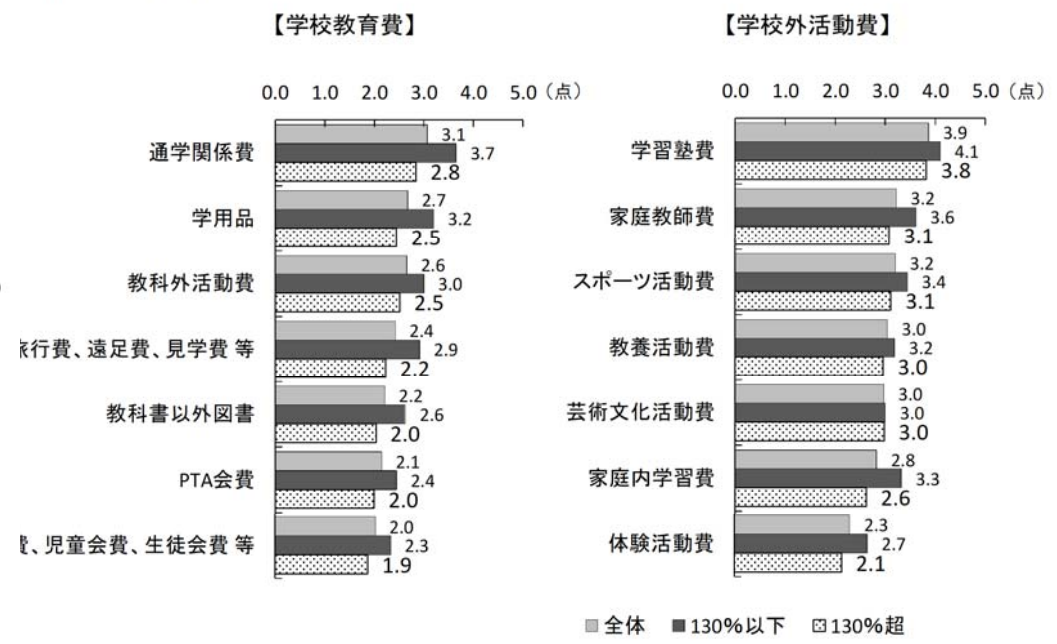
○各学習経費の負担度を比較すると、負担度が高い費目は、学校教育費では「通学関係費」、「学用品」、「教科外活動費」の順に、学校外活動費では「学習塾費」、「家庭教師費」、「スポーツ活動費」の順に高くなっている。(資料4のP6)

■家計力の違いによる負担度の差 (学校教育費)

	通学関係費	学用品	修学旅行費、遠足費、見学費等	教科書以外図書	教科外活動費	学級会費、児童会費、生徒会費等	PTA会費
全体	3.07	2.67	2.42	2.21	2.65	2.03	2.14
①130%以下	3.65	3.20	2.91	2.62	3.00	2.33	2.44
②130%超	2.84	2.45	2.23	2.03	2.52	1.87	1.99
差 (①-②)	0.81	0.74	0.69	0.59	0.48	0.46	0.45

(単位:点)

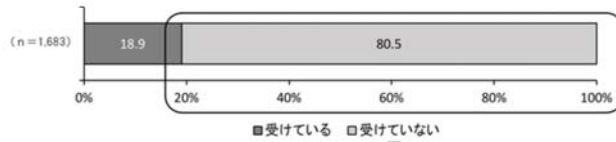
■家計力別\_学習経費の負担度



■全体 ■130%以下 □130%超

## 4.分析結果 ③就学援助制度の認知度及び受給状況

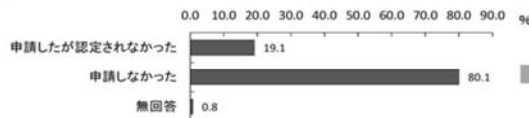
### ■就学援助受給の有無



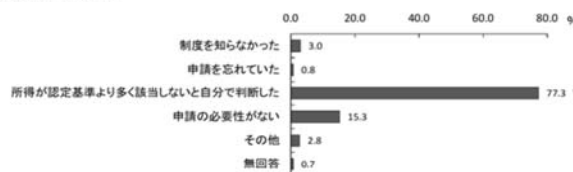
○就学援助受給世帯は、全体の18.9%となっている。

○就学援助を受給していない世帯のうち、家計力130%以下の世帯が16.1%あり、本来受給可能と思われる世帯が受給していない実態がうかがえる。(資料4のP7)

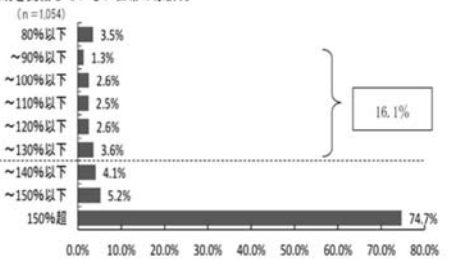
### ■就学援助を受給していない理由



### ■申請しなかった理由

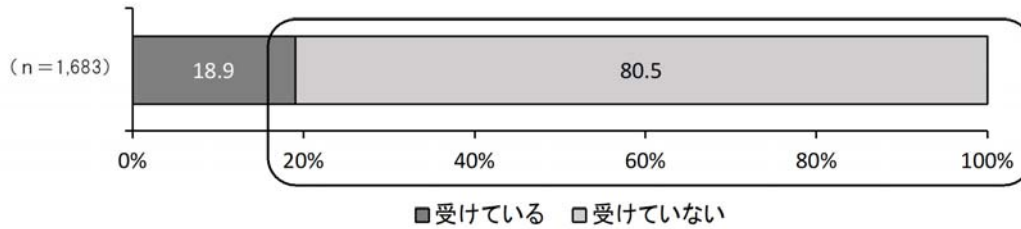


### ■就学援助を受給していない世帯の家計力



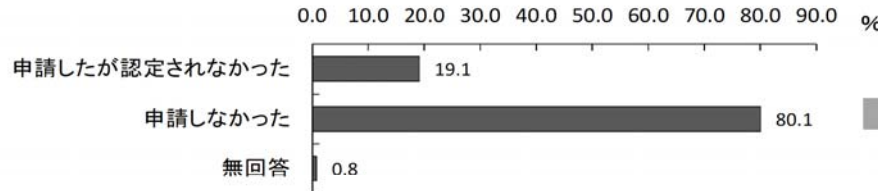
# 4.分析結果 ③就学援助制度の認知度及び受給状況

■就学援助受給の有無

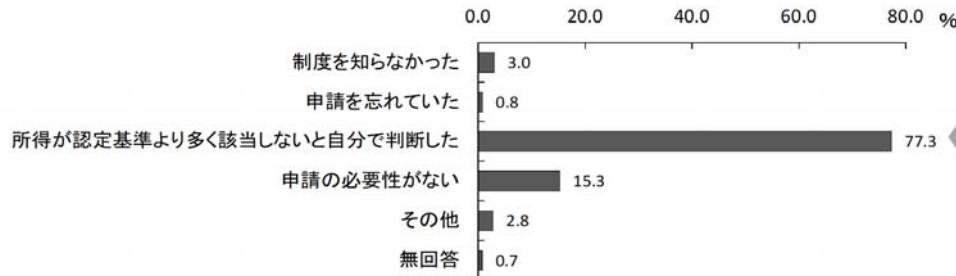


○就学援助受給世帯は、全体の18.9%となっている。  
 ○就学援助を受給していない世帯のうち、家計力130%以下の世帯が16.1%あり、本来受給可能と思われる世帯が受給していない実態がうかがえる。(資料4のP7)

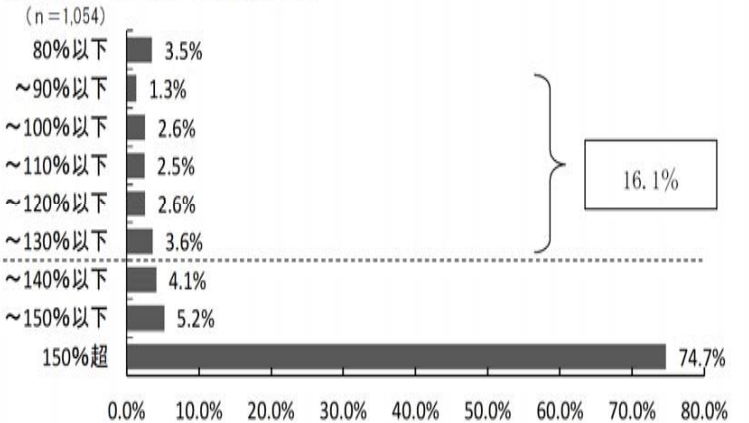
■就学援助を受給していない理由



■申請しなかった理由

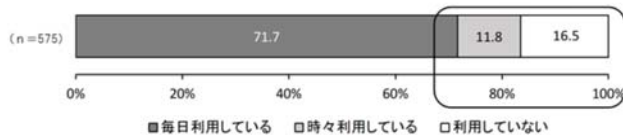


■就学援助を受給していない世帯の家計力



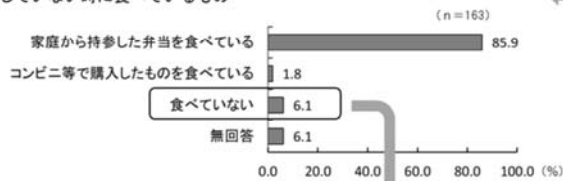
## 4.分析結果 ④スクールランチの喫食状況

### ■スクールランチの利用状況



○スクールランチを「毎日利用している」が71.7%、「時々利用している」が11.8%、「利用していない」が16.5%となっている。  
 ○給食を「食べていない」が6.1% (10人)で、その理由は「アレルギー」「不登校」など。  
 (資料4のP8)

### ■利用していない時に食べているもの



### ■利用していない時に「食べていない」世帯の家計力

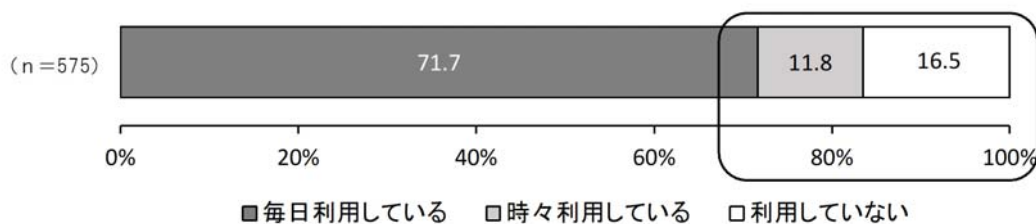
家計力	130%以下	130%超	不明
人数	3人	4人	3人

### ■利用していない時に「食べていない」理由 (記述回答)

・不登校・家で食べる (4人)、アレルギーがある (1人)、その他 (5人)

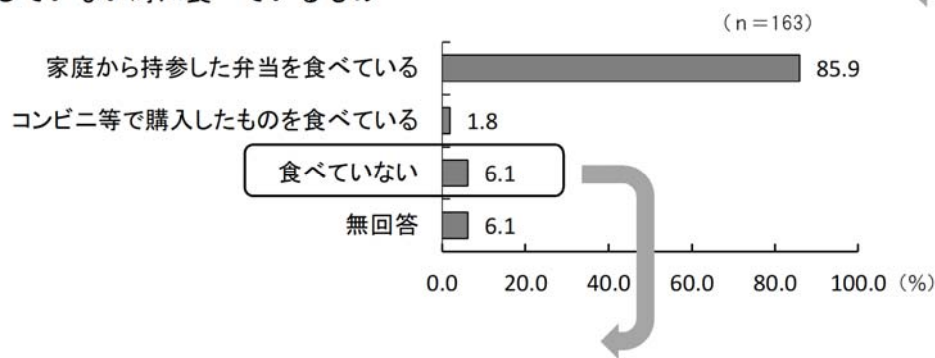
# 4.分析結果 ④スクールランチの喫食状況

■スクールランチの利用状況



○スクールランチを「毎日利用している」が71.7%、「時々利用している」が11.8%、「利用していない」が16.5%となっている。  
 ○給食を「食べていない」が6.1%（10人）で、その理由は「アレルギー」「不登校」など。  
 （資料4のP8）

■利用していない時に食べているもの



■利用していない時に「食べていない」世帯の家計力

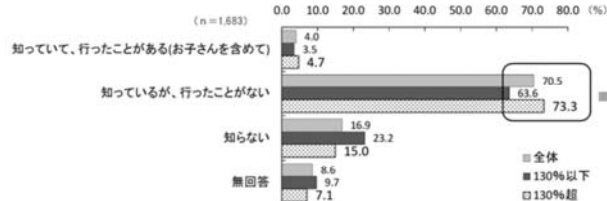
家計力	130%以下	130%超	不明
人数	3人	4人	3人

■利用していない時に「食べていない」理由（記述回答）

・不登校・家で食べる（4人）、アレルギーがある（1人）、その他（5人）

## 4.分析結果 ⑤子ども食堂の利用状況

### ■子ども食堂を知っているか

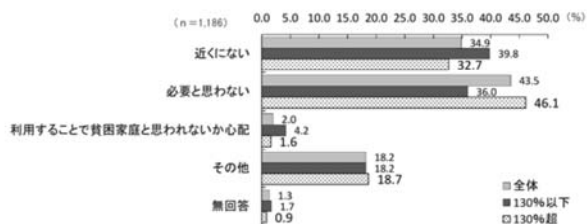


○子ども食堂を利用している人は、全体の4.0%で、家計力による差はみられない。  
○子ども食堂を「知らない」と回答した世帯の4割程度が「行ってみたい」と回答。

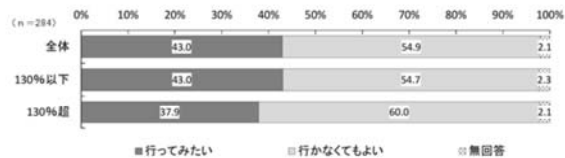
(資料4のP9)

※別紙資料5【その他・自由記載】の「子ども食堂に期待すること」参照

### ■子ども食堂を知っているが、行ったことがない理由

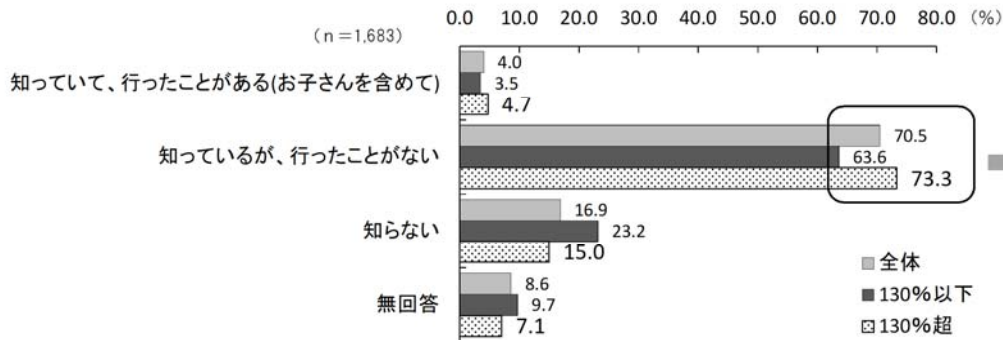


### ■子ども食堂の今後の利用意向



# 4.分析結果 ⑤子ども食堂の利用状況

## ■子ども食堂を知っているか

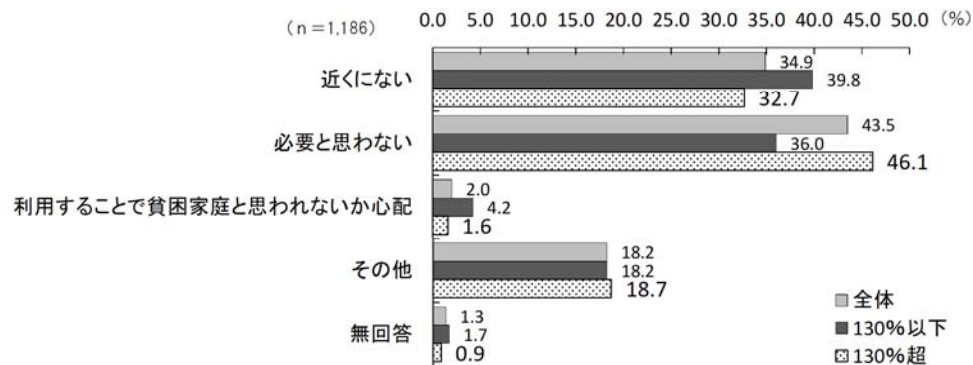


○子ども食堂を利用している人は、全体の4.0%で、家計力による差はみられない。  
○子ども食堂を「知らない」と回答した世帯の4割程度が「行ってみたい」と回答。

(資料4のP9)

※別紙資料5【その他・自由記載】の「子ども食堂に期待すること」参照

## ■子ども食堂を知っているが、行ったことがない理由



## ■子ども食堂の今後の利用意向

